

平成27(2015)年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題(一般選抜)

(科目名)	憲法
第1問	
	団体(ないし法人)の政治献金の自由は、はたして、またどこまで、「憲法上の権利」として保障されると考えるべきか。この論点について、団体(・法人)の法的性格の違いや、その団体(・法人)内外——特にその内部——の諸個人の「憲法上の権利」との関係に注意を払いつつ、代表的な諸判例に言及しながら、論ぜよ。

平成27(2015)年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題(一般選抜)

(科目名)	憲法
第2問	「国民主権」と「憲法制定権力」の関係に関する次の見解を論評しなさい。
	「もともと国民主権の原理は、国民の憲法制定権力(制憲権)の思想に由来する。国民の制憲権は、国民が直接に権力を行使する(具体的には、憲法を制定し国の統治のあり方を決定する)、という点にその本質的な特徴がある。ところが、この制憲権は、近代立憲主義憲法が制定されたとき、合法性の原理に従って、自らを憲法典の中に制度化し、①国家権力の正当性の究極の根拠は国民に存するという建前ないし理念としての性格をもつ国民主権の原理、および、②法的拘束に服しつつ憲法(国の統治のあり方)を改める憲法改正権に転化したのである(そのため改正権は、「制度化された制憲権」とも呼ばれる)。」